

やたわか通信

2019年 6月 1日 (第34号)

ホームページ: <http://yatawaka.com/>

発行: 矢田わか子事務所



子ども・子育て支援法改正案に関する付帯決議を採択

第198通常国会の会期も残り1カ月を切りました。矢田議員は5月に内閣委員会で4回、決算委員会で1回の質問に立ち、「働く者」「生活者」の視点で政府提出法案等の審議に臨みました。

5月9日の内閣委員会では「子ども・子育て支援法改正案」の審議が行われました。国の指導監督基準を満たさない認可外保育施設を施行後「5年間」無償化の対象に含めるとした法案に対し、国民民主党は、子どもの安全確保の観点から経過措置として「3年間」に短縮し、認可施設への早期移行を求める修正案を提出しました。残念ながら否決されましたが、最終的に、待機児童の早急な解消など8項目にわたる懸念事項に関して矢田議員から付帯決議を提案し、採択されました。



内閣委員会での採択の場面

少子化問題解決へ教育費全般の負担軽減と就業環境整備を求める 5/9 内閣委員会

◆高等教育まで教育費全般の負担軽減を

- ①幼児教育の一部(3歳~5歳)無償化だけでは不十分であり、高等教育に至るまで教育費全般の負担軽減が必要である。
- ②少子化問題の解決には、経済的支援に加え、出産・育児がキャリアアップへ及ぼす影響を懸念する女性の不安を取り除くために就業環境整備や保育施設整備による待機児童解消の早期実現が不可欠である。



矢田議員



安倍内閣総理大臣

◆子育て世代への大胆な投資で少子化対策を推進

- ①消費増税分を原資に2兆円規模の恒久財源を子どもたち、子育て世代に大胆に投資し、教育無償化や待機児童解消に取り組み、子どもを産み育てやすい日本へと転換を果たしたい。
- ②義務教育、高等教育の各段階でも教育費補助による負担軽減を進めている。長時間労働は正等の働き方改革で、女性が様々なライフステージを選択できる働き方を可能にしていく。

薬価制度の抜本改革による医療費の負担軽減効果を問う 5/13 決算委員会

◆医薬分業の目的に沿った効果は?

- ①薬価制度の抜本改革基本方針では、国民負担の軽減も目的であった。どのような削減効果が図られたのか。
- ②調剤医療費は年々増加しているが、医薬分業の目的である専門薬剤師、専門薬局のメリットを生かした薬の一元管理や患者の相談体制充実を図られているのか。



矢田議員



根本厚生労働大臣

◆患者本位の医薬分業の推進を今後も追求

- ①平成30年度診療報酬改定で薬価は予算ベースでマイナス1.65%の改定率となり、影響額は1,456億円減、うち薬価制度抜本改革分は310億円減となった。
- ②医薬分業により、かかりつけ薬局を推進し、今国会では薬剤師に調剤後の継続的な服薬状況の把握、服薬指導を義務付ける薬事法改正を提案している。

※上記の他、以下のテーマについても質問しました。

・無償化に伴う待機児童増加傾向への対応
・企業主導型保育事業の管理監督体制強化

・認可外保育園の安全確保
・公的機関の障がい者雇用
・保育士の確保と処遇改善
・生活習慣病の予防・進行管理

教えて! やたわかさん!! 「決算重視の参議院」と言われるのはなぜ?



「決算重視の参議院」と聞きますが、参議院独自のスタンスでしょうか? また、マスコミは予算案の審議を中心に報道していますが、決算審査の重要性とは何でしょうか?

参議院は明確に「決算重視」の立場です。各種マスコミでも予算編成が目目されがちですが、まずは前期予算が適正に執行されていたか、きちんと検証しなければなりません。予算執行の検証、政策の実績評価の役割は、主に参議院が担っています。これまで参議院では内閣に対し決算の早期提出を求め、自らも早期審査に努めるなど、審査充実のため様々な改革を行ってきました。平成16年には前年度決算の審査を秋の臨時国会で行うことが可能になりました。

決算委員会では、4~5月に省庁別に6~7回の審査を行い、その後、准総括質疑、総理以下全大臣が出席する総括質疑を行います。決算の議決にあたり政府の不適正な事業や非効率な予算執行の指摘、政策制度面の改善を含め「内閣に対する警告」や「措置要求決議」を行い、その内容を翌年度の予算編成に的確に反映するよう参議院として政府に求めます。財政事情が厳しい中、少しでも無駄を省くため、決算審査は重要な使命があります。



矢田議員



5/13 決算委員会 (矢田議員と根本厚生労働大臣)



70歳までの雇用保障と年金との関係



矢田議員が掲げている政策の3本柱「働く」「暮らす」「育てる」の中から、国会で審議されている等のホットな話題を選び、政策コラムとしてお届けします。

政府は、70歳まで働きたい人が働けるように、企業に対し高齢者の雇用機会をつくる努力義務を課す方針を打ち出しました。この背景には深刻化する人手不足の問題が主眼にあります。働く意欲があり、勤労収入を得たい高齢者にとっては歓迎すべき政策です。具体的には、定年制の廃止や継続雇用などの直接的な施策だけでなく、他社への再就職斡旋、起業やNPO活動への資金的支援等も含まれ、その選択は労使の協議に委ねられます。政府は、来年度通常国会での法改正をめざしていますが、今回はこの高齢者雇用保障と年金の関係について考えてみたいと思います。

70歳までの雇用保障政策を推進する際には、高齢者が厚生年金適用事業所で就労する場合の「在職老齢年金制度」に留意する必要があります。まず、60歳から64歳までについては、厚生年金部分の特別支給に対し、賃金(標準報酬月額)に応じた減額措置が行われます。ただし、この特別支給制度は段階的に縮小されてきており、男性は昭和36年4月1日まで、女性は昭和41年4月1日までに生まれた人で終了します。

一方、65歳以降は賃金と年金の合計が47万円を超えると、超えた額の2分の1が年金から減額されます。厚生年金の標準的な月額が12万円前後ですから、賃金が35万円程度までなら年金は全額支給され、さらに基礎年金(月額6万円程度)も支給されるので、安定した家計収入を得ることができます。また、保険料納付は70歳まで続きますので、年金財政の安定化にも寄与します。

70歳まで生き生きと働ける社会をつくるために、働く意欲のある高齢者は健康保持に努力し、また企業側は労働時間の短縮や労災防止など、受け入れ体制の整備を行っていく必要があります。今後は、さらに高齢者一人ひとりが働き方の選択の幅を広げられるよう論議を深めていくことも求められています。



「在職老齢年金制度」とは？

「在職老齢年金制度」は現役並みの所得がある高齢者の年金支給を減額する制度です。政府与党や厚生労働省は、少子高齢化により生産年齢人口の減少が予想される中、同制度が高齢者の労働意欲を削ぐとの指摘があるため、廃止(年金の全額支給)も視野に抜本的に見直すとしています。

一方で有識者からは、制度を見直しても「高齢者の就労促進につながるかは不透明」、「高齢者の就労が増えても十分な経済効果は望めない」との声が上がっています。また、財務省の審議会からも「制度見直しで現行制度の減額対象者が利益を受ける反面、財源が割かれて一般的な人の将来の年金給付水準が下がるリスク」を指摘されており、同制度の見直しには慎重な論議が求められています。

65歳以上の在職老齢年金の計算方法

65歳以上で厚生年金保険に加入しながら老齢厚生年金を受ける方(70歳以上の在職者も含む)は、在職老齢年金の仕組みによって、年金額が支給停止(全部または一部)される場合があります。

	基本月額と総報酬月額相当額の合計	支給停止額
①	47万円以下	0円(全額支給)
②	47万円超	(総報酬月額相当額+基本月額-47万円)×1/2×12

※基本月額=年金額(年額)を12で割った額

※総報酬月額相当額=毎月の賃金(標準報酬月額)+1年間の賞与(標準賞与額)を12で割った額

出所：日本年金機構「在職老齢年金の支給停止の仕組み」

◆矢田議員からのメッセージ

通常国会は6月26日に会期末を迎えよう。今国会でも法案の審議にあたり、多くの現場から課題提起やご意見をいただき、各質疑に反映させていただきました。皆さんからの声が私の活動の「源」となっています。会期最終までしっかり審議して参ります。 矢田 わか子